

## 森林法による手続きについて



森林の取得や伐採の際には、森林法によって手続きが必要となる場合があります。

⑧売買や相続、譲与等により森林を新たに取得した方  
森林の伐採を予定している方

※どちらも個人か法人かを問わず対象になります。

### ⑧【森林の取得】

土地の所有者となった日から90日以内

### 【森林の伐採】

① 1ha以下…伐採届:伐採90日前から30日前まで

② 1ha超え…林地開発許可申請:伐採60日前まで

※太陽光発電設備の設置を目的とした0.5ha超えの開発行為は林地開発許可申請の対象となります。

※書類の審査等の都合上、余裕を持って届出ください。

※手続きが必要かどうかについては問合せ先へご確認ください。

問産業振興課 ☎(57)4151

## 新しい「子ども医療費受給資格者証」 を使用してください！

令和5年4月から「子ども医療費受給資格者証」が新しくなりました。栃木県内の医療機関を受診する際は、令和5年4月1日以降に発行された受給資格者証を使用してください。(以前からご在住の方には、令和5年3月に新しいものを送付しました)

令和5年3月31日以前に発行された古いものをお持ちの方は破棄していただくをお願いします。

新しいものがお手元にない場合は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちの上、住民課で再発行のお手続きをお願いします。

### 子ども医療費受給資格者証のお願い

現在使えるのは2種類です。

- ◎ (新しい) 桃色 (0歳～小学生)
- ◎ うすだいたい色 (中学生～高校生)

子ども医療費受給資格者証	
公費番号	60090685
受給者番号	
受給者 氏名	
住所	
子ども 氏名	
生年月日	
住所	
加入保険 氏名	
氏名	
所在地	* * * * *
受給期間	0歳～生
年月日	

桃色の受給資格者証の  
新旧の見分け方

発行日が  
令和5年4月1日以降  
になっていれば  
新しい受給資格者証です。

以前の受給資格者証は、取り違  
いを防ぐために、捨てていただ  
くようお願いいたします。

オレンジ色・紫色の  
受給資格者証は使えません！

問住民課 ☎(57)4141

(12) 記号の見方 日…日時 所…場所 容…内容 対…対象者 定…定員 費…費用 申…申込

## 学校支援ボランティアの募集



学校の教育活動について地域の力を生かすため、登下校の見守り等のボランティアを募集します。ぜひご協力ください。

⑧所定の様式(町HP・問合せ先窓口・各小中学校に設置)に必要事項を記入の上、小中学校またはこども教育課へご提出ください。

※詳細は上記QRをご確認ください。

問こども教育課 ☎(57)4182

## 不動産無料相談会のお知らせ (偶数月第2火曜日開催)

⑧2月13日(火)9時～12時の計4回(各40分)

⑧役場本館2階大会議室

⑧町内在住者または町内の不動産所有者

⑧先着4組(各回1組)※事前予約制

【相談員】栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事  
問政策課 ☎(57)4178

## 野木町人材バンク登録者を 募集します！



町民の皆さんが主体となったまちづくりの推進を図るため、野木町人材バンクの登録者を募集します。登録された方には、各種審議会の委員や研修会の講師等、主に役場の内部でご活躍いただきます。皆さんの積極的な登録をお待ちしています。

【募集期間】随時 【登録資格】18歳以上の町内在住者

【登録方法】所定の応募用紙に記入のうえ、生活環境課へ提出してください。

【その他】応募用紙は生活環境課窓口で受取りまたは町HPからダウンロードできます。

※登録された方が自動的に審議会の委員等に選任されるとは限りません。

※委員を依頼する場合は、担当部署から委員就任についての意向の確認がありますので、その時点で依頼を断ることもできます。

問生活環境課 ☎(57)4154

## 野良猫にむやみなエサやりは お控えください

可哀想だから、可愛いからと言って野良猫にえさをあげていませんか。無責任なエサやりにより野良猫が周りをうろつき始め、フンや庭を荒らす等近隣の皆様に迷惑をかけている事案が多発しています。

むやみなエサやりはお控えください。エサをあげるなら猫の飼い主として室内で飼うようにしましょう。

問生活環境課 ☎(57)4131